



目次

告 示	ページ
◎市町村からの地方債に係る協議等に対する同意等をする際の基準及び標準処理期間の定め並びに告示の廃止 (市町村振興課)	1
◎高知県農業共済組合検査規程の一部改正 (協同組合指導課)	1
○地籍調査の事業計画の定め (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (道 路 課)	3
◎県営住宅の退去者に係る滞納された県営住宅の家賃及び共同施設駐車場の使用料の収納事務の委託 (住 宅 課)	3
○2年以内にその事業が執行される予定の道路の指定 (建築指導課)	3
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出 (会計管理課)	3
○高知県収入証紙条例施行規則による証紙交付機関の代表者の氏名の変更の届出 (")	3
◎告示 (高知県収入証紙条例施行規則による証紙交付機関の指定) の一部改正 (")	4
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	4

告 示

高知県告示第324号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第250条の2第1項及び第250条の3第1項の規定により、地方財政法（昭和23年法律第109号）の規定により市町村（市町村が加入する一部事務組合及び広域連合を含む。）が地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合における協議又は許可申請に対し、同意又は許可（以下「同意等」という。）をする際の基準及び標準処理期間を次のとおり定め、平成18年5月高知県告示第423号（地方債に係る協議等について同意等をする際の基準及び標準処理期間の定め）は、廃止する。

平成24年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

同意等の基準	同意等の標準処理期間
地方財政法、地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）及び地方債に関する省令（平成18年総務省令第54号）並びに各年度において総務大臣が定める地方債同意等基準、地方債計画、地方債充当率、地方債同意等基準運用要綱及び地方財政法に基づく地方債に関する法定受託事務の処理基準に定めるところによるものとする。	おおむね1月とし、当該年度末までに同意等が行われること。

高知県告示第325号

高知県農業共済組合検査規程（平成21年7月高知県告示第493号）の一部を次のように改正する。
平成24年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

第2条第1項中「実態を」を「状況を的確に」に、「個別指導」を「個別の指導監督」に、「事業運営の適正化に資する」を「正常な事業運営を促進する」に改める。
第3条の見出し中「常例検査」を「年1回の検査」に改め、同条第1項中「すべての」を「全ての」に、「常例検査」を「常例として検査」に改める。
第4条中「すべて」を「全て」に改める。
第5条ただし書中「場所において、」を「場所において、帳簿その他の書類の」に改める。
第6条ただし書中「ただし、」を「ただし、検査に着手した日の」に改める。
第7条ただし書中「認めるときは、」を「認めるときは、検査基準日の属する事業年度の」に改める。
第10条第4項中「の意見を表明する」を「を判断する」に、「合理的な根拠」を「基礎」に改める。
第11条第1項中「別記様式」を「別記第1号様式」に、「及び」を「及び別記第2号様式による」に、「証券（次項）を「身分を示す証明書（同項）に改める。
第17条第2項中「法令に違反している事項又は組合の運営上は正若しくは改善の必要があると認められる」を「合法性、合目的性及び合理性の観点から組合の業務運営上は正又は改善の必要があると認められる重要な」に改め、同条第5項中「当たっては」を「当たっては、知事は」に、「理事が」を「理事全員に」に、「連署するとともに、」を「連署させ、又は」に、「添付しなければならない」を「添付させることができる」に改める。
別記様式中

「別記様式（第11条関係）」
を
「別記
第1号様式（第11条関係）」
に改め、同様式を別記第1号様式とし、別記様式に次の1様式を加える。

第2号様式（第11条関係）

← 9センチメートル →
第 号

写真貼り付け箇所

身分証明証

所属

職名

氏名

年 月 日生

有効期間 年 月 日から
年 月 日まで

↓
6センチメートル
↑

上記の者は、農業災害補償法第142条の2から第142条の4までの規定に基づく検査員であることを証明します。

年 月 日

高知県知事 印

備考 写真の大きさは、縦4センチメートル、横3センチメートルとする。

（裏面）

注意事項

- 1 この証票は、農業共済組合の検査に際し、必ず携帯しなければならない。
- 2 検査を受ける農業共済組合から請求があったときは、この証票を提示しなければならない。
- 3 この証票を紛失したとき又は記載事項に変更が生じたときは、直ちに知事に届け出なければならない。
- 4 この証票は、その資格を失い、又は返還を命ぜられたときは、直ちに知事に返還しなければならない。

農業災害補償法（抜粋）

第142条の2 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程等若しくは保険規程を守っているかどうかを知るために必要があるときは、組合等若しくは農業共済組合連合会からその業務若しくは会計（共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業に係る業務若しくは会計。以下この条及び次条において同じ。）に関し必要な報告を徴し、又は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。

第142条の3 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査しなければならない。

第142条の4 組合員が、総組合員の20分の1以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程若しくは保険規程に違反する疑いがあることを理由として当該農業共済団体の検査を行うべき旨を請求したときは、当該行政庁は、当該農業共済団体の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

農業災害補償法施行規則（抜粋）

第46条 行政庁の職員は、法第142条の2から第142条の4までの規定により組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計（共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業に係る業務又は会計）の状況を検査するときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

附 則

この告示は、平成24年5月11日から施行する。

高知県告示第326号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成24年度における地籍調査の事業計画を定めたので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
高知市	高知市長浜の一部	平成24年度中
室戸市	室戸市佐喜浜町及び室戸岬町の各一部	〃
安芸市	安芸市矢ノ丸四丁目、畑山及び川北の各一部、本町四丁目、庄之芝町並びに幸町	〃
南国市	南国市中ノ川、滝本、奈路、久枝及び笠ノ川の各一部	〃
土佐市	土佐市甲原及び新居の各一部	〃
須崎市	須崎市神田の一部	〃
宿毛市	宿毛市山田の一部	〃
土佐清水市	宗呂下の一部	〃
四万十市	四万十市下田、平野、鍋島、竹島、有岡、中村大橋通三丁目、中村大橋通四丁目、中村大橋通六丁目、中村、中村羽生小路及び右山元町一丁目の各一部	〃
香南市	香南市夜須町手結山及び夜須町出口の各一部	〃
香美市	香美市土佐山田町西又、香北町河野、香北町川ノ内及び物部町仙頭の各一部並びに土佐山田町本村及び物	〃

	部町舞川	
東洋町	安芸郡東洋町野根、河内及び甲浦の各一部	〃
奈半利町	安芸郡奈半利町池里の一部並びにタビ谷、奥ノ又及び三ツ目山	〃
安田町	安芸郡安田町唐浜、安田、小川及び日々入の各一部	〃
北川村	安芸郡北川村平鍋、二タ又及び柏木の各一部	〃
馬路村	安芸郡馬路村馬路の一部	〃
芸西村	安芸郡芸西村西分、久重及び和食の各一部	〃
本山町	長岡郡本山町沢ヶ内の一部	〃
大豊町	長岡郡大豊町中村大王及び北川の各一部	〃
土佐町	土佐郡土佐町上津川及び南泉の各一部並びに宮古野	〃
いの町	吾川郡いの町鹿敷、神谷、中追、清水上分、清水下分、大森、長沢及び小川縦ノ木山の各一部	〃
仁淀川町	吾川郡仁淀川町竹ノ谷及び土居の各一部	〃
中土佐町	高岡郡中土佐町久礼の一部	〃
佐川町	高岡郡佐川町甲、佐川町乙、加茂、岩目地、川ノ内組及び永野の各一部	〃
越知町	高岡郡越知町鎌井田桑敷、片岡、横畠北及び佐之国の各一部	〃
日高村	高岡郡日高村沖名、下分及び本郷の各一部	〃

四万十町	高岡郡四万十町若井川、若井及び高野の各一部	〃
大月町	幡多郡大月町頭集、芳ノ澤及び檜ノ浦の各一部並びに西泊	〃
黒潮町	幡多郡黒潮町入野、下田の口、田野浦、出口、浮鞭の各一部	〃
芸東森林組合	室戸市羽根町の一部	〃

高知県告示第327号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、平成24年5月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成24年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 197号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町北川字牛房坂2783番3から高岡郡檮原町神在居4089番1まで	前	6.0	1,202
		86.0	
高岡郡津野町北川字牛房坂2783番3から高岡郡檮原町神在居4089番1まで	後	A 6.0	1,202
		84.0	
高岡郡津野町北川字長田9822番地先から高岡郡檮原町神在居4089番1まで	B	11.0	1,205
		67.0	

高知県告示第328号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき県営住宅の退去者に係る滞納された県営住宅の家賃及び共同施設駐車場の使用料の収納事務を次の者に委託したので、

同条第2項の規定により告示する。
平成24年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託期間
大阪府大阪市中央区今橋一丁目6番19号 コルマー北浜ビル6階	弁護士法人開明法律事務所	平成24年4月1日から平成25年3月31日まで

高知県告示第329号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路法（昭和27年法律第180号）による新設の事業計画のある道路で、2年以内にその事業が執行される予定のものとして次のとおり指定する。
平成24年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

起 点	終 点	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
本山町大石字ホクソギ2260番4	本山町大石字ホクソギ1694番	4.0	149.90

高知県告示第330号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。
平成24年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
(変更前) 高知市堺町2番24号
株式会社高知銀行
代表取締役 伊野部 重晃
(変更後) 高知市堺町2番24号
株式会社高知銀行
代表取締役 森下 勝彦
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
変更なし
- 3 変更年月日
平成24年4月1日

高知県告示第331号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第16条の規定により証紙交付機関の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第14条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成24年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 証紙交付機関の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名

(変更前) 高知市堺町2番24号

株式会社高知銀行

代表取締役 伊野部 重晃

(変更後) 高知市堺町2番24号

株式会社高知銀行

代表取締役 森下 勝彦

2 証紙交付場所の所在地及び名称

高知市丸ノ内一丁目7-52

株式会社高知銀行県庁支店

3 変更年月日

平成24年4月1日

高知県告示第332号

平成18年3月高知県告示第214号の3（高知県収入証紙条例施行規則による証紙交付機関の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

1中「伊野部 重晃」を「森下 勝彦」に改める。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、甫喜峯疎水土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出届があった。

平成24年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

役名 (退任)	氏名	住 所	
理事	濱田 碩哉	南国市植田	876-1
〃	門田 敬	〃 〃	1014
〃	門田 俊一	〃 〃	907-2
〃	島田 三男	香美市土佐山田町久次	52
〃	山中 譲二	〃 〃	14-2
〃	大塚 俊介	〃 土佐山田町上改田	200-1
〃	小野山裕司	〃 〃	95
〃	高野 雄造	〃 土佐山田町須江	408
〃	岡崎 学	〃 〃	383

監事	高野 恭滋	〃 〃	183-イ
〃	門田 宏	南国市植田	1075
〃	門田 秀夫	〃 〃	1050

(就任)

理事	大塚 俊介	香美市土佐山田町上改田	200-1
〃	小野山裕司	〃 〃	95
〃	岡崎 学	〃 土佐山田町須江	383
〃	高野 雄造	〃 〃	408
〃	島田 三男	〃 土佐山田町久次	52
〃	山中 譲二	〃 〃	14-2
〃	西本 健夫	南国市植田	899-1
〃	藤尾孝二郎	〃 〃	947-2
〃	門田 俊一	〃 〃	907-2
監事	高野 恭滋	香美市土佐山田町須江	183-イ
〃	古谷 豊水	南国市植田	913
〃	門田 秀夫	〃 〃	1050

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、室戸市西山台地土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の出届があった。

平成24年5月11日

高知県知事 尾崎 正直

| 役名<br>(退任) | 氏名    | 住 所         |         |
|------------|-------|-------------|---------|
| 理事         | 尾崎 文彦 | 室戸市羽根町      | 甲1121-1 |
| 〃          | 竹崎 直壽 | 〃 〃         | 甲 328-1 |
| 〃          | 藤戸 敬吉 | 〃 〃         | 甲 594-6 |
| 〃          | 岡村 辰雄 | 〃 〃         | 甲 76-イ  |
| 〃          | 小松 弘之 | 〃 吉良川町乙3820 |         |
| 〃          | 森岡 秀男 | 〃 〃         | 乙5368-7 |
| 〃          | 小松 健二 | 〃 〃         | 甲2176-1 |
| 監事         | 澤野 啓助 | 〃 〃         | 乙4034   |
| 〃          | 佐藤 隆起 | 〃 〃         | 乙3747-1 |

(就任)

|    |       |             |         |
|----|-------|-------------|---------|
| 理事 | 尾崎 文彦 | 室戸市羽根町      | 甲1121-1 |
| 〃  | 竹崎 直壽 | 〃 〃         | 甲 328-1 |
| 〃  | 藤戸 敬吉 | 〃 〃         | 甲 594-6 |
| 〃  | 岡村 辰雄 | 〃 〃         | 甲 76-イ  |
| 〃  | 小松 弘之 | 〃 吉良川町乙3820 |         |
| 〃  | 森岡 秀男 | 〃 〃         | 乙5368-7 |
| 〃  | 小松 健二 | 〃 〃         | 甲2176-1 |
| 監事 | 澤野 啓助 | 〃 〃         | 乙4034   |
| 〃  | 佐藤 隆起 | 〃 〃         | 乙3747-1 |